

賦課基準の見直しにかかる総局試案(賦課基準試案)

※「第3次答申」の内容をベースとする案

賦課基準の見直しにかかる総局試案(賦課基準試案)

＜案＞ これまで公聴会や各種関係会議等で指摘されてきた、現行の護持口数や門徒協力指数等の賦課基準に対する問題点や不公平感の是正を目的に、以下の通り賦課基準を変更する。

新たな賦課基準は2025(令和7)年4月に施行し、2026(令和8)年度賦課金から同基準を用いる。

現行賦課基準		賦課基準試案		
第1種 賦課金	均等割当	⇒	①一律金	寺院に対する一律(10,000円)の賦課 【総額1億円】
	護持口数	⇒	②護持指數	寺院の収入額を基準とする賦課 【総額11億5千万円】
	門徒協力指數	⇒	③寺院役職	僧侶の寺院役職に応じた賦課 【総額6億7千万円】
	寺院役職	⇒	④災害対策に特化した賦課金	復興支援に必要な財源を確保するための賦課 【総額8千万円】
第2種 賦課金	僧班			
第4種 賦課金	災害対策に特化した賦課金	⇒		

※2026(令和8)年度賦課金から右上に記載の賦課基準試案とし、各寺院の賦課金額は

①～④の合計額とする。

各寺院の賦課金額の算出
各寺院の賦課金額
= ①一律金 + ②護持指數 + ③寺院役職 + ④災害対策に特化した賦課金

【賦課基準の説明】

①一律金

- ・寺院に対して一律に賦課する。
- ・1か寺当たり 10,000 円とする。

②護持指數

- ・門徒の懇念のうえに成り立つ寺院が賦課金を納付するにあたり、寺院の収入額を基準として、当該寺院の負担する宗門護持に資する指數を表示したものを使う。
- ・「護持指數」は、以下の手順にて決定する。

「護持指數」決定の手順

(1) 支出額等を考慮した寺院の収入額(以下、「差引後寺院収入額」という。)の算出 【寺院】

- ・「差引後寺院収入額」は、各寺院で算出する。
- ・「差引後寺院収入額」算出にかかる計算式は以下の通り。

差引後寺院収入額

$$= (\text{寺院の収入額} - \text{基本差引額} <50 \text{ 万円}> - \text{宗派賦課金}) \\ \times \text{支出額考慮一律差引率 } 20\% <0.8>$$

※計算式の内容：後述

(2) 「差引後寺院収入額」の提出【寺院→教区→総局】

《提出方法》

- 〈1〉寺院から教務所長に「差引後寺院収入額」を提出する。
- 〈2〉各教区教務所において、各寺院の「差引後寺院収入額」の確認と未提出寺院への対応等を行う。
- 〈3〉教務所長から総局に各寺院の「差引後寺院収入額」を提出する。

(3) 教区別「護持指數」の算出【総局】

《算出方法》

- 〈1〉報告された各寺院「差引後寺院収入額」の教区別合計額を算出する。
- 〈2〉「差引後寺院収入額」の教区別合計額と、その総合計額から、教区ごとの比率を算出する。
- 〈3〉教区ごとの比率から、「護持指數」の総点数 100 万点を教区ごとに点数化する。

【具体例】「差引後寺院収入額」の総合計額：500 億円

A 教区：「差引後寺院収入額」合計額 20 億円

$$20 \text{ 億円} \div 500 \text{ 億円} = 0.04 (4\%)$$

$$\text{「護持指數」の総点数 } 100 \text{ 万点} \times 0.04 (4\%) = 4 \text{ 万点}$$

B教区：「差引後寺院収入額」合計額 10 億円

$$10 \text{ 億円} \div 500 \text{ 億円} = 0.02 (2\%)$$

「護持指數」の総点数 100 万点 $\times 0.02 (2\%) = 2$ 万点

- ・「護持指數」の 1 点当りの金額は 1,150 円とする。なお、一般寺院は約 1 万か寺のため、1 か寺当りの平均点数は約 100 点、平均額は約 115,000 円となる。

(4) 「護持指數」の調整【総局→教区→組→寺院】

《調整方法》

- ・<1>総局から各教区教務所長に対し、教区別「護持指數」の調整を依頼する。
- ・<2>各教区で組別の「護持指數」を調整する。
- ・<3>教務所長から各組長に対し、組別「護持指數」の調整を依頼する。
- ・<4>各組で寺院別の「護持指數」を調整する。

(5) 「護持指數」の提出【寺院→組→教区→総局】

《提出方法》

- ・<1>寺院から組長に「護持指數」を提出する。
- ・<2>組長から教務所長に各寺院の「護持指數」を提出する。
- ・<3>組長から提出された「護持指數」について、教務所長が教区会に承認議案を提出し、承認を得る。
- ・<4>教務所長から総局に各寺院の「護持指數」を提出する。

(6) 「護持指數」の決定【総局】

- ・総局において、各寺院の「護持指數」を決定する。

「差引後寺院収入額」算出にかかる計算式の内容

寺院の収入額	寺院(宗教法人)として収納したもの。主な内容は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none">・布施・懇志・賽銭・護持費、護持会費、門信徒会費・墓地、納骨堂収入(公益事業である場合も含む)・収益事業収入・活動拠点(寺院が当該寺院の主たる事務所以外に設置する従たる事務所、支坊、支院、布教所、出張所など)の収入
	※「寺院の収入額」に含めない収入は以下の通り。 なお、寺院(宗教法人)としての収入であるため、住職、衆徒又は寺族等の個人収入は「寺院の収入額」に含まない。 <ul style="list-style-type: none">・寺院における本堂等の新改築募財や大規模法要等の臨時的な法要懇志等の収入・教化団体等、別団体の運営のための会費

	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園・幼稚園及び介護・養護施設等にかかる公益事業収入 ・預り金収入 <p>〈例〉宗派・本山等へ納付する、申請者からの冥加金等の収入 宗派・本山等へ進納する、門信徒等からの大規模な計画等の懇志や門徒講懇志等の収入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賦課金納付や寺院運営等のため住職、衆徒又は寺族等が補填した収入 ・資産の運用又は売却による収入 ・助成金(教化助成費含む)、補助金、義援金、見舞金 ・繰入金収入 ・貸付金回収及び借入金収入 ・香儀、祝儀 ・前年度繰越金
基本差引額	過疎地や収入の少ない寺院への配慮として、「寺院の収入額」に対し、全寺院一律 50 万円を差し引くもの。
宗派賦課金	賦課金納付にかかる寺院収入の報告であるため、「寺院の収入額」から「基本差引額」を差し引いた金額に対し、寺院収入を報告する年度分の賦課金依頼額(過年度分を除く)を差し引くもの。
支出額考慮 一律差引率	各寺院の状況や地域事情による特有の支出、寺院護持のための營繕費等の必要諸経費の支出額を考慮し、「寺院の収入額」から「基本差引額」及び「宗派賦課金」を差し引いた金額に対し、全寺院一律に 20%を差し引く(0.8 を乗じる)もの。

- ・「差引後寺院収入額」の報告は 4 年ごとに行い、その都度、「護持指數」を見直す。なお、収入額を報告する初年度は単年度分の「差引後寺院収入額」とし、次回以降は 4 年度分の「差引後寺院収入額」の平均額を報告する。

③寺院役職【総額 6 億 7 千万円】

- ・僧侶の寺院役職に応じて、以下の通り賦課をする。

寺院役職	金額
住職	37,000 円
兼務住職	15,000 円
住職代務	15,000 円
副住職	22,000 円
教師	19,000 円
僧侶(上記を除く)	11,000 円

- ・85 歳以上で得度式受式 25 年以上の住職、兼務住職、住職代務及び副住職を除く僧侶に対しては賦課を免除する。

④災害対策に特化した賦課金【総額 8 千万円】

- ・復興支援に必要な財源を確保するため、各寺院の「護持指数」の点数によって、以下の通り賦課をする。

護持指数の点数	金額
20 点未満	6,000 円
20 点以上 100 点未満	7,500 円
100 点以上 200 点未満	8,500 円
200 点以上	10,000 円

- ・前述の通り、「護持指数」の 1 か寺当たりの平均点数は約 100 点となる。

《参考》シミュレーション

※「護持指數」分の賦課金額は、「差引後寺院収入額」の約3%と想定する。

※「差引後寺院収入額」算出にあたり、「宗派賦課金」は現行賦課基準による金額を差し引く。

①住職代務：1名（他寺院所属僧侶）

護持口数：5口 門徒戸数：10戸 寺院の収入額：20万円

【現行】

		点数	金額
第1種	寺院	住職代務	5.0 13,000
	役職	教師	0 0
	護持口数	0.9(5口)	2,340
	均等割当金額	2.0	5,200
	門徒協力指數	3.8(10戸)	9,880
第2種	僧班	0	0
第4種		2.0	5,200
合計		13.7	35,620

【賦課基準試案】

		金額
一律金		10,000
護持指數		0
寺院	住職代務	15,000
	教師	0
	その他僧侶	0
災害対策		6,000
合計		31,000

⇒

※4,620円の減額

②住職：1名（正座5席） 教師：1名（列座5席） その他僧侶：1名（列座7席）

護持口数：80口 門徒戸数：80戸 寺院の収入額：500万円

【現行】

		点数	金額
第1種	寺院	住職	10.0 26,000
	役職	教師	4.0 10,400
	護持口数	13.6(80口)	35,360
	均等割当金額	2.0	5,200
	門徒協力指數	30.4(80戸)	79,040
第2種	僧班	13.0	33,800
第4種		3.5	9,100
合計		76.5	198,900

【賦課基準試案】

		金額
一律金		10,000
護持指數		103,226
寺院	住職	37,000
	教師	19,000
	その他僧侶	11,000
災害対策		7,500
合計		187,726

※11,174円の減額

③住職：1名（特座1席） 教師：2名（列座5席×2名） その他僧侶：1名（列座7席）
 護持口数：200口 門徒戸数：200戸 寺院の収入額：1,000万円

【現行】

			点数	金額		
第1種	寺院	住職	10.0	26,000		
	役職	教師	8.0	20,800		
	護持口数		34.0(200口)	88,400		
	均等割当金額		2.0	5,200		
	門徒協力指数		76.0(200戸)	197,600		
第2種	僧班		19.0	49,400		
第4種			3.5	9,100		
合計			152.5	396,500		

【賦課基準試案】

		金額
一律金		10,000
護持指數		218,484
寺院 役職	住職	37,000
	教師	38,000
	その他僧侶	11,000
災害対策		8,500
合計		322,984

※73,516円の減額

④住職：1名（親座1席） 教師：3名（列座5席×3名）

その他僧侶：3名（列座7席×3名）

護持口数：50口 門徒戸数：70戸 寺院の収入額：900万円

【現行】

			点数	金額		
第1種	寺院	住職	10.0	26,000		
	役職	教師	12.0	31,200		
	護持口数		8.5(50口)	22,100		
	均等割当金額		2.0	5,200		
	門徒協力指数		26.6(70戸)	69,160		
第2種	僧班		38.0	98,800		
第4種			3.0	7,800		
合計			100.1	260,260		

【賦課基準試案】

		金額
一律金		10,000
護持指數		197,754
寺院 役職	住職	37,000
	教師	57,000
	その他僧侶	33,000
災害対策		8,500
合計		343,254

※82,994円の増額

各寺院用シミュレーション

賦課基準	内 容	金額
①一律金	一律 10,000 円	10,000 円
②護持指数	<p>差引後寺院収入額 $(\underline{\hspace{2cm}} \text{円} < \text{寺院の収入額} > - 500,000 \text{円} < \text{基本差引額} > - \underline{\hspace{2cm}} \text{円} < \text{宗派賦課金} >) \times 0.8 (20\%) < \text{支出額考慮一律差引率} >$</p> <p>$= \underline{\hspace{2cm}} \text{円}$</p> <p>$\downarrow$</p> <p>$\underline{\hspace{2cm}} \text{円} \times 0.03 (3\%)$</p> <p>$= \underline{\hspace{2cm}} \text{円}$</p>	$\underline{\hspace{2cm}} \text{円}$
③寺院役職	<p>住 職 <u>名</u> $\times 37,000 \text{円}$ $= \underline{\hspace{2cm}} \text{円}$</p> <p>兼務住職 <u>名</u> $\times 15,000 \text{円}$ $= \underline{\hspace{2cm}} \text{円}$</p> <p>住職代務 <u>名</u> $\times 15,000 \text{円}$ $= \underline{\hspace{2cm}} \text{円}$</p> <p>副 住 職 <u>名</u> $\times 22,000 \text{円}$ $= \underline{\hspace{2cm}} \text{円}$</p> <p>教 師 <u>名</u> $\times 19,000 \text{円}$ $= \underline{\hspace{2cm}} \text{円}$</p> <p>僧侶(上記を除く) <u>名</u> $\times 11,000 \text{円}$ $= \underline{\hspace{2cm}} \text{円}$</p>	$\underline{\hspace{2cm}} \text{円}$ ※左記の合計額
④災害対策に 特化した賦課金	<p>②護持指数の金額 $\underline{\hspace{2cm}} \text{円} \div 115,000 \text{円} (\text{平均額}) \times 100$ $= \underline{\hspace{2cm}} \text{点}$</p> <p>※上記点数 20 点未満 6,000 円 20 点以上 100 点未満 7,500 円 100 点以上 200 点未満 8,500 円 200 点以上 10,000 円</p>	$\underline{\hspace{2cm}} \text{円}$
	合計額	$\underline{\hspace{2cm}} \text{円}$

以 上